

【独立行政法人名】 独立行政法人農林水産消費技術センター	
1. 根拠法令	独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）
2. 従事者数	4 9 6 人（平成17年4月1日現在）
3. 予算額	5 , 6 4 0 百万円（平成17年度予算）
4. 事務・事業の内容	<p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく （1）強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示や不正なJASマークの監視・取締 （2）登録認定機関や認定事業者に対する指導監督 （3）JAS規格の見直しに必要なデータを提供するための調査分析</p> <p>2 食品安全行政推進のため、 （1）その前提となるリスク分析・リスク管理のための有害物質の調査 （2）危機発生時における農林水産大臣からの緊急の要請への対応</p> <p>3 遺伝子組換え生物の拡散を防止するための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づく立入検査等</p> <p>4 消費者に対する食品の表示や安全性に関する情報提供や食品表示110番を通じた偽装表示に関する情報収集など消費者対応業務</p>
5. 民間開放の状況	該当なし
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>1 JAS法関係業務 （1）食料は、国民生活にとって一日も欠かすことができないものである。また、良質な食料が合理的な価格で、かつ、安定的に供給されることは、豊かな社会の実現に極めて重要である。</p> <p>（2）このような性格を持つ食料について、その内容を表す表示が偽装されるなど不正な表示が行われたり、一定の品質を保証するJASマークが不正に使用されたりすることは、消費者の合理的な選択を阻害し、その信頼を裏切るものであるとともに、製品の品質向上に真摯に取り組んでいる他の事業者に対する信頼までも失わせかねないものである。</p> <p>（3）このように、国民の食に対する不信につながり、消費者の信頼を裏切る行為である不正な表示等を防止し、または取り締まるために独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）の立入検査等の業務が実施されるものであり、また、こうした業務は食品の製造等に関する専門技術的知見がなければ実効性が上がらないものであることから、センターが廃止され、当該業務が遂行されない場合の影響は極めて大きいものと考えられる。</p>

〔独立行政法人名〕 独立行政法人農林水産消費技術センター

6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響

- 2 食品安全行政推進のためのリスク分析・管理に必要な有害物質の調査
- (1) リスク分析・管理のための有害物質の調査は、食品安全行政にリスク分析・管理の手法を導入し、科学的データに基づいた食品安全行政の推進を図り、もって国民が安全な食料を消費することで健康的な生活を営むことを可能にするための業務である。
- (2) また、有害物質による食品の汚染が広い範囲で発生し、国民への健康被害が生じるおそれがあるなど、食品の安全性の確保に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が生じた場合には、消費者の利益を保護するため、緊急調査等を行い、できる限り迅速にその原因を特定し、必要な対策を講じる必要がある。
- (3) したがって、センターを廃止した場合、リスク分析・管理の考え方に基づく食品安全行政の推進や、有害物質により食品が汚染する等の危機が実際に発生した場合の緊急時の対応に支障を来すこととなる。
- 3 カルタヘナ法に基づく立入検査等
- (1) 本業務の目的は、国際条約であるカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、飲食物品等について、食品事業者等の関連施設の立入検査等を行うことにより、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物の多様性を損なうおそれのあるものの我が国での流通・拡散を防止することである。
- (2) このように、本業務は、国際条約に基づく我が国の義務を担保するとともに、国民が安全な食品を安心して選択するための信頼性を確保するためのものであることから、センターが廃止された場合には、本業務が実施されないことにより、国際的な義務の円滑な履行や国民の豊かな食生活の実現に支障が生じることとなる。
- 4 消費者対応業務
- (1) センターが実施している消費者対応業務は、
不正表示等の監視・取締のために実施される産地・品種の判別、
食品成分の分析等の業務により蓄積された専門技術的知見を生かした消費者への情報提供業務
消費者の協力を得つつ不正な食品表示を取り締まるためにセンターに設置された食品表示110番を通じた情報収集
等である。
- (2) これらの業務は、食品表示の監視業務等の実施を支えるものであり、したがって、センターを廃止した場合には、食品に関する消費者への情報提供が停滞するのみならず、不正表示の取締業務にも支障が生ずることとなる。

【独立行政法人名】 独立行政法人農林水産消費技術センター

7. 更なる民間開放
についての見解

- 1 農林水産消費技術センターの業務の民間開放については、
 J A S法に基づく強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示やJ A Sマークの使用の監視・取締
 食品安全行政推進のための有害物質の調査や危機発生時における緊急の対応
 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の拡散防止のための立入検査
 等国が行う措置の前提として実施されるもの、迅速かつ中断のない対応が求められるものである等の理由により、困難と考えている。
- 2 また、食品の不正表示の監視・取締業務等の実施を支える消費者対応業務も含め、これらの業務が、センターが有する食品に関する専門技術的知見をベースとして、センターの業務として相互に関連しながら一括して実施されることで、食品等の品質や表示の適正化が図られ、一般消費者の利益の保護に資するものと考えられる。（例えば、調査・検査結果や食品表示110番により収集された情報を活用して立入検査を行うなど）
- 3 このように、センターの業務は相互に関連しており、一体として行うことにより、より効果があがるものと考えられることから、業務の一部を民間開放することは考えていない。
- 4 なお、J A S規格の利用状況等に関するアンケート調査の発送や回答の集計作業など、専門性を必要としない作業については、外部委託の可能性を検討することとしている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

【独立行政法人名】 独立行政法人農林水産消費技術センター

8. 個別の質問項目

平成16年度の活動実績について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい(JAS法違反への対応状況も含めて)。

別紙参照

業務内容のうち、民間事業者によって実施不可能なものがあれば、その理由と併せてご教示願いたい。また、特にJAS制度関連の検査、調査等の業務に関しては、マニュアル化、ガイドライン化等により全て登録認定機関等に委ねることも考えられるが、登録認定機関、登録格付機関の現状を含め回答願いたい。

1 JAS法関係業務

- (1) 食料は、国民生活にとって一日も欠かすことができないものである。また、良質な食料が合理的な価格で、かつ、安定的に供給されることは、豊かな社会の実現に極めて重要である。
- (2) このような性格を持つ食料について、その内容を表す表示が偽装されるなど不適正な表示が行われ、また、一定の品質を保証するJASマークが不正に使用されることは、消費者の合理的な選択を阻害し、その信頼を裏切るものであるとともに、製品の品質向上に真摯に取り組んでいる他の事業者の努力をも無にするものである。
- (3) このように国民の信頼を損ない、その食生活等に重大な影響を及ぼす不正表示等を防止し、または取り締まるためにセンターの立入検査等の業務が実施されるものである。
- (4) このような業務については、
 食品事業者等に対して、強制的に立ち入り、商品や書類の調査等を行う業務であり、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること
 食品事業者、登録認定機関等被検者からの隔離により公正中立性の確保が求められること
 違法状態が生じているかどうかの単なる事実確認に止まらず、命令などの行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無の判断等を伴う業務であること
 中断なく確実に実施される必要があること
 から、民間事業者ではなく、引き続きセンターが実施することが適当であると考えられる。
- (5) なお、JAS制度関連の検査、調査等に関して、マニュアル化、ガイドライン化等を通じて登録認定機関に実施させることについては、
 これらの業務が農林水産省が実施する不正表示等の監視・取締業務、特に命令などの行政上の措置の前提として実施されること
 単なる事実確認に止まることなく、故意、過失等の有無の判断等行政としての判断も伴う業務であること
 登録認定機関も監視・取締の対象であること
 等から、適当ではないものと考えられる。
- (6) なお、今国会(第162国会)においてJAS法の一部改正法が成立したところであり(平成18年3月1日施行)、登録格付機関については、一定の経過期間ののち、廃止することとされた。

【独立行政法人名】 独立行政法人農林水産消費技術センター

2 食品安全行政推進のためのリスク分析・管理に必要な有害物質の調査

(1) リスク分析・管理のための有害物質の調査は、食品安全行政にリスク分析・管理の手法を導入し、科学的データに基づいた食品安全行政の推進を図り、もって国民が安全な食料を消費することで健康的な生活を営むことを可能にするための極めて重要な業務である。

(2) また、有害物質による食品の汚染が広い範囲で発生し、国民への健康被害が生じるおそれが生じるなど、食品の安全性の確保に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が生じた場合には、消費者の利益を保護するため、できる限り迅速にその原因を特定し、必要な対策を講じる必要がある。

このため、農林水産大臣は、センターに対して、一般消費者の利益を保護するための緊急の調査、分析等を要請するよう求めることができるとされており(独立行政法人農林水産消費技術センター法第12条第1項)、センターはこの要請に基づく調査、分析等を実施しなければならないこととされており(センター法第12条第2項)、センターには、実際に危機が発生した際にも極めて重要な役割を果たすことが求められている。

(3) このような業務については、緊急的に、かつ、確実に実施される必要があるとともに、食品事業者等からの隔離により公正中立性の確保が求められることから、民間事業者ではなく、引き続きセンターに実施させることが適当であると考えられる。

3 カルタヘナ法に基づく立入検査等

(1) 本業務の目的は、国際条約であるカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、飲食料品等について、食品事業者等の関連施設への立入検査、検査に必要な遺伝子組換え生物等の収去等を行うことにより、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物の多様性を損なうおそれのあるものが我が国で流通・拡散することを防止することである。

(2) このように、本業務は、国際条約に基づく我が国の義務を担保するとともに、国民が安全な食品を安心して選択するための信頼性を確保するために実施されるものである。

(3) このような業務については、中断なく確実に実施される必要があるとともに、食品事業者等被検者からの隔離により公正中立性の確保が求められることから、民間事業者にこのような業務を委ねるのではなく、引き続きセンターに実施させることが適当であると考えられる。

【独立行政法人名】 独立行政法人農林水産消費技術センター

4 消費者対応業務

- (1) センターが実施している消費者対応業務は、
不正表示等の監視・取締に資するため実施される産地・品種の判別、JAS規格の適合性を判定するための食品成分の分析等の業務により蓄積された専門技術的知見を生かした消費者への情報提供業務
消費者の協力を得つつ不正な食品表示を取り締まるための食品表示110番を通じた情報収集
等である。
- (2) これらの業務は、
食品表示の監視業務等の実施を支えるものであるとともに、
情報収集に当たっては、情報提供を行う者自身の情報を他に漏らさないことを前提に行うとともに、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性が求められる
といった特性を有するものである。
- (3) したがって、このような業務については、民間事業者ではなく、引き続きセンターに実施させることが適当であると考えられる。

民間から、独立行政法人農林水産消費技術センターが実施している業務について、市場化テストの実施を含む民間開放の要望があるが、貴省の見解如何。

- 1 センターが実施している主たる業務は、前述のとおり、
JAS法に基づく強制的な立入検査の実施等による不正な食品表示やJASマークの使用の監視・取締及びこれを支えるための消費者対応業務
食品安全行政推進のための有害物質の調査や危機発生時における緊急の対応
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の拡散防止のための立入検査
等国が行う措置の前提として実施されるもの、迅速かつ中断のない対応が求められるものである。
- 2 これらは、
国の職員が行う行政上の措置と密接な関連性を有すること
センターに蓄積された食品に関する高い専門技術的知見を生かしながら、単なる事実確認に止まらず、命令などの行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無の判断等を伴うものであること
実施に当たり、高い確実性（確実に業務が実施されること）、公正中立性（食品事業者、登録認定機関等からの隔離）が求められる行為であること
等の性格を有するものである。
- 3 以上のような性格を有する業務については引き続きセンターが実施することが適当であるものと考えられ、民間事業者に業務を委ねることを前提とする市場化テストの対象とすることは、困難であるものと考えられる。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。